

第65号

許 可 証

申請者 住所 滋賀県高島市今津町日置前  
氏名

別添により許可申請のあった集団示威運動は、行進および集団示威運動に関する条例（昭和24年滋賀県条例第29号）第1条の規定により、下記のとおり許可する。

平成20年10月15日

滋賀県公安委員会

記

（許可条件）

I 交通秩序維持に関する事項

- (1) 蛇行進、渦巻行進、故意のかけ足・おそ足による行進、停滞、座込み道路いっぱいになるいわゆるフランス式デモ行進等交通秩序を乱す行為をしないこと。
- (2) 旗ざお等を利用して隊ごを組み、又は旗ざお等を行進の列外で振り回す等の行為をしないこと。

（備考）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に滋賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別添により許可申請のあった集団示威運動に係る道路使用は、道路交通法（昭和35年 法律第105号）第77条の規定により、下記の条件を付して許可する。

平成20年10月15日

高島警察署長

記

（許可条件）

- 1 行進の隊列は、2列以内の縦隊とすること。
- 2 デモ隊の通行区分は、道路の左側端を通行すること。
- 3 プラカード等は、脱落、飛散することのないよう防止措置を講ずること。
- 4 主要交差点には、自主整理員を配置し、事故防止に配慮すること。
- 5 解散地では、到着順に速やかに流れ解散すること。

（備考）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

## 遵守事項

- (1) 主催者、現場責任者は、出発時参加者全員に対して、許可条件を説明し、秩序保持について徹底すること。
- (2) 現場警察官の指示に従うこと。
- (3) 時間及び進路を厳守すること。
- (4) 行進中、ビラ等を散布しないこと。